2020年2月6日

各　　位

会 社 名　株式会社レオパレス21
代表者名　代表取締役社長　宮尾文也
（コード番号8848　東証第一部）
問合せ先　執行役員　新井　清
（TEL 050-2016-2907 ）

1月31日付け書面に対する提案株主らからの回答について

当社は、2020年1月31日付け「提案株主らに対する書面の送付について」において、同日付けで、2020年2月27日開催予定の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）について大村将裕氏（以下「大村氏」といいます。）を候補者とする取締役選任議案（以下「本株主提案」といいます。）の提案を行っている提案株主2名（株式会社レノ、株式会社エスグラントコーポレーション）及び大村氏に対して、仮に大村氏が本臨時株主総会において当社取締役に選任された場合、①当社の内部情報を利用して当社株式を売買することは一切行わない旨の誓約書、及び②当社又は当社一般株主の利益とが相反する可能性が存するあらゆる取引等につき審議がなされる当社取締役会その他の当社の会議体への出席を大村氏が辞退する（ないし大村氏をして辞退せしめる）旨の誓約書（以下、上記①及び②の誓約書を総称して「本誓約書」といいます。）の提出を求める旨の書面（以下「1月31日付け書面」といいます。）を送付した旨お知らせしておりましたが、提案株主2名及び大村氏より、2020年2月4日付けで、当社が求める本誓約書の提出を事実上拒否する旨の書面（別紙1　以下「本書面」といいます。）を受領いたしました。

当社は、1月31日付け書面において、提案株主が当社の総株主の議決権の10%を超える株式数を保有している大株主であって、大村氏がレノの従業員であることに鑑み、当社取締役が関与するインサイダー取引等を未然に防止し、当社の社会的信用を維持する観点から、提案株主に対して、当社の内部情報を利用して当社株式を売買することは一切行わない旨の誓約書（上記①の誓約書）を提出することを求めましたが、提案株主及び大村氏は、本書面において、上記①の誓約書の提出を事実上拒否しております。

また、当社は、提案株主が、本株主提案を通じた「解体型買収」の実現によって、当社の中長期的な企業価値及び当社の他の株主の皆様を含むステークホルダーの利益の犠牲の下で自己の利益を追求する可能性があるという事情に鑑み（詳細は、2020年1月30日付け「（変更）株主提案一部撤回の承認に伴う臨時株主総会開催及び株主提案に対する当社取締役会の意見に関するお知らせの一部変更について」（以下「1月30日付けプレスリリース」といいます。）別紙3(3)をご参照下さい。）、1月31日付け書面において、提案株主を含む大村氏の関係者（以下「大村氏関係者」といいます。）と大村氏関係者以外の株主

の皆様（以下「当社一般株主」といいます。）との利益相反を防止する観点から、大村氏関係者等と当社又は当社一般株主との利益とが相反する取引等について審議が成される当社取締役会等への出席を大村氏が辞退する旨の大村氏関係者全員の連名による誓約書（上記②の誓約書）の提出を求めておりました。しかしながら、提案株主及び大村氏は、本書面において、会社法上要請され、又は善管注意義務に適うものであると大村氏が判断する場合には、取締役会等への出席等をしないと述べるに留まり、当社の求める内容による上記②の誓約書の提出を事実上拒否いたしました。

当社は、1 月 30 日付けプレスリリースにおいて、当社取締役会は、本株主提案が承認された場合、当社の企業価値が毀損され、当社一般株主の皆様を含む多くのステークホルダーの不利益となる可能性が高いことを理由の 1 つとして、本株主提案に反対する旨をお知らせしておりますが、上記のとおり、提案株主が当社の求める本誓約書の提出を事実上拒否した事実からも、提案株主は、当社の中長期的な企業価値及び当社一般株主の皆様を含むステークホルダーの利益の犠牲の下で自己の利益を追求するおそれが高いと考えられます。

以上

別紙１

令和２年２月４日

株式会社レノ
株式会社エスグラントコーポーション

株式会社レオパレス２１の１月３１日付けリリースについて

昨日、株式会社レオパレス２１（以下「レオパレス」といいます。）がリリースした「提案株主らに対する書面の送付について」を受領しました。

書面に記載されていた内容は、①弊社らが推薦する取締役候補の大村氏および弊社らを含む大村氏関係者全員の連名で内部情報を利用してレオパレス株式の売買をしない旨の誓約書と、②大村氏関係者等と利益相反の可能性のあるあらゆる取引についての取締役会を含む審議等について大村氏が辞退する（弊社らが大村氏に指示して辞退させる）旨の大村氏関係者全員の連名による誓約書の提出を要求するものとなっています。

回答書として、添付の書面を本日付けでレオパレス宛てに送付しています。

弊社らは、インサイダー取引を含む法に触れるような株式取引は当然のことながら一切行いません。

株主に対して、株主が違法行為を行う可能性があると想定してこのような要求を行うこと自体、甚だ礼を失した行為です。

また、弊社らが、大村氏をして取締役会への出席を辞退せしめることを要望していますが、臨時株主総会を経て選任されたときは、大村氏は弊社らが選任したものではなく、株主総会という法に定められた手続きを経て株主全員の総意として選任されるものであり、その取締役の行為について弊社らが止めることを求めるという行為自体が取締役とは何かということを理解していない要請だと言わざるを得ません。

自らの意に沿わないものに対して、株主に対して違法行為を行う可能性があると疑い、現在の取締役が提出をしていない誓約を求める姿勢には大きな問題があると考えます。

以上

令和２年２月４日

株式会社レオパレス
代表取締役社長　宮尾文也　様

株式会社レノ
代表取締役　福島啓修
株式会社エスグラントコーポレーション
代表取締役　池田龍哉

貴社の１月31日付け書簡に対し、以下の通りご回答申し上げます。

(1) 金融商品取引法166条に定めるインサイダー取引規制に抵触し又は抵触するおそれがあるか否かを問わず、大村様、大村様が役員、業務執行者、代理人、使用人その他の従業者を務める会社ないし組合及び貴社らを始めとするこれらの共同保有者（以下「大村様関係者」という）全員の連名による、当社の内部情報を利用して当社株式を売買することは一切行わない旨の誓約書

（回答）

弊社らは、インサイダー取引規制に抵触する取引を含めて法令に違反する売買を行うことはありません。このように当然のことについて誓約書を提出せよというのは、はなはだ礼を失しているように思われます。

(2) 大村様関係者全員の連名による、大村様関係者、大村様関係者の直接・間接の株主・出資者ないし組合員、又は、大村様関係者に当たる組合等の業務執行組合員ないし投資に関する助言を継続的に行っている者の利益と、当社又は当社一般株主の利益とが相反する可能性が存するあらゆる取引等（上記の者と当社との間の合併、会社分割、株式交換、株式移転等の組織再編行為その他のM&A取引等を含みますが、これらに限らない）につき審議がなされる当社取締役会その他の当社の会議体への出席（オブザーバーとしての出席を含む）を大村様が辞退する（ないし大村様をして辞退せしめる）旨の誓約書

（回答）

大村氏は、貴社株主総会において貴社株主により選任されて取締役に就任するものであり（弊社らが選任するわけではありません。）、取締役としての取締役会等への出席や議決権行使は大村氏が会社法や善管注意義務に従って判断すべき事柄です。にもかかわらず、弊社らが大村氏に貴社取締役としての職務執行について指示せよというのは、とてもおかしな話です（貴社は「大村様をして辞退せしめる」と表記されています。）。貴社は、取締役は株主総会で株主が選任するものであり、形式的には会社に対する関係で、実質的には全ての株主に対してする関係で善管注意義務を果たす義務を負うという基本をお忘れになっているのではないでしょうか。

以上

令和２年２月４日

株式会社レオパレス
代表取締役社長　宮尾文也　様

大村将裕

貴社の１月31日付け書簡を拝見いたしました。

貴社は同書簡で誓約書の提出を求めておられますが、同書簡に対するご回答に先立ち、前提となる考え方についてお伝え申し上げます。

今回、私が臨時株主総会で取締役に選任されるということは、レノないしエスグラントから選ばれるものではなく、株主全員から選ばれたことになります。

そして、株主総会決議に基づいて取締役に就任する場合には、形式的には会社に対する関係で、実質的には全ての株主からの委託を受けた取締役としての善管注意義務を負いながら、貴社の業務に携わるものだと考えております。

この考えを念頭に置きつつ、以下の通りご回答申し上げます。

(1) 金融商品取引法166条に定めるインサイダー取引規制に抵触し又は抵触するおそれがあるか否かを問わず、大村様、大村様が役員、業務執行者、代理人、使用人その他の従業者を務める会社ないし組合及び貴社らを始めとするこれらの共同保有者（以下「大村様関係者」という）全員の連名による、当社の内部情報を利用して当社株式を売買することは一切行わない旨の誓約書

（回答）

私が取締役に就任する場合、貴社の他の取締役と同様、貴社所定の貴社株式に関する売買規程を遵守する所存です。内容を確認いたしますので、まずは同規程を開示いただけますでしょうか。

(2) 大村様関係者全員の連名による、大村様関係者、大村様関係者の直接・間接の株主・出資者ないし組合員、又は、大村様関係者に当たる組合等の業務執行組合員ないし投資に関する助言を継続的に行っている者の利益と、当社又は当社一般株主の利益とが相反する可能性が存するあらゆる取引等（上記の者と当社との間の合併、会社分割、株式交換、株式移転等の組織再編行為その他のM&A取引等を含みますが、これらに限らない）につき審議がなされる当社取締役会その他の当社の会議体への出席（オブザーバーとしての出席を含む）を大村様が辞退する（ないし大村様をして辞退せしめる）旨の誓約書

（回答）

選任を受けて取締役に就任した場合、前記のとおり、形式的には会社に対する関係で、

実質的には全ての株主に対する関係で善管注意義務を果たす義務があるものと考えますので、具体的な状況のもとで利益相反等の理由から取締役会等に出席しないことや議決権を行使しないことが会社法上要請され、又は善管注意義務に適うものであると判断すれば、そのようにいたします（例えば、貴社と株式会社レノとの間の契約についての取締役会決議には参加しないことになるでしょう。）。しかしながら、あらかじめ上記のように抽象的なお約束をすることは、取締役としての善管注意義務に反するものと考えます。

以上のご回答内容にご同意いただき、かつ、会社提案の社外取締役候補及び現任の取締役も同様に誓約書を提出するということであれば（私だけが提出するのは不合理的だと思います。）、上記のご回答内容に沿った誓約書を提出させていただきます。

以上